

立環ご許可第22号

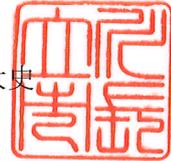
一般廃棄物収集運搬業許可証

所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地  
名称 株式会社アクト・エア  
代表者 代表取締役 富岡 康則

一般廃棄物収集運搬業の許可については、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例第47条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和8年3月16日

立川市長 酒井 大史



- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 1. 取り扱う一般廃棄物の種類  | 許可の条件記載のとおり                |
| 2. 収集・運搬の区別  | 収集・運搬（積替え保管を除く）            |
| 3. 営業の区域   | 立川市内                       |
| 4. 許可の有効期間   | 令和8年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |
| 5. 許可の条件   |                            |
| (1) 廃棄物関係その他法令を遵守すること。   |                            |
| (2) 資源化及び減量化に努めること。  |                            |
| (3) 市の指示に従うこと。   |                            |
| (4) 下記対象事業所のうち、㈱西友西国立店のみ、取り扱う一般廃棄物の種類を事業系一般廃棄物、それ以外は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品関連事業者として排出する厨芥類とする。 |                            |
| (5) 搬入先は再生利用事業者とし、本市のごみ処理施設への搬入は認めない。  |                            |
| (6) 対象事業所・代表者・主たる事務所の所在地・許可車両等に変更があるときは、「一般廃棄物収集運搬業等変更届（第14号様式）」を提出のうえ、承認を受けること。                   |                            |
| (7) その他  |                            |

【対象事業所】

㈱西友西国立店、マクドナルド玉川上水店、マクドナルド立川駅南口店、マクドナルド立川伊勢丹前店、モスバーガー立川南口店、マクドナルド立川立飛店、キッチンオリジン立川店、キッチンオリジン立川柴崎町店、日高屋立川南口駅前店、日高屋立川南口店、銚子丸立川店、423VE立川柴崎町二丁目店、頑固一徹柴崎店、前田道路㈱社内食堂、鉄鍋焼きスパ ゲッティ立川南口店  
全15事業所

以上

(裏)

変 更 事 項			
変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
			印
			印
			印
			印
			印

教示)

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として(訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)